令和８年（フ）第２９９号
和歌山市楠見中300番地　グリーンフル谷口203、前住所和歌山市今福３丁目４番18号
債務者　進学塾エッグ広瀬校こと　古賀　佳弘
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　興平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４２号
愛知県豊橋市牟呂町字松崎２番地３　サンシティ千代田Ａ801
債務者　鈴木　孝幸
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤本　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２２７号
長崎県長崎市木鉢町２丁目249番地、旧住所長崎県長崎市鍛冶屋町１―11―405号
債務者　坂田佳寿子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７９号
愛知県刈谷市荒井町１―11―10　レオパレス海波　208号室、申立時の住所山形県西置賜郡小国町大字小国町390番地　Ａ―102
債務者　土谷　　尚
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第９７号
山形県米沢市万世町梓山4106番地の27
債務者　本間　卓弥
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第９８号
山形県米沢市塩井町塩野2287番地の７　市営住宅３―402号室
債務者　大滝　広高
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１９４号
愛知県豊川市平尾町神田64番地の１　グランドメゾン豊川102号
債務者　中川　裕希
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１１４９号
さいたま市見沼区堀崎町208番地１
債務者　利根川絢香
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０４号
埼玉県さいたま市南区根岸５―18―10―402、住民票上の住所埼玉県さいたま市南区鹿手袋２丁目22番19号　コーポマルミ１―101
債務者　田中　勝彦
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５５９号
名古屋市北区黒川本通４丁目35番地の２　インターシティ黒川502号
債務者　伊藤　一哉
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１５号
名古屋市天白区植田南３丁目806番地　ユニーブル第２植田203号
債務者　村田　紗希
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６５３号
愛知県大府市江端町４丁目28番地の３
債務者　石浜　裕規
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７９４号
名古屋市中区金山２丁目11番１号　ＳＴ　ＰＬＡＺＡ　ＫＡＮＡＹＡＭＡ402号
債務者　佐々木晃雄
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８１９号
愛知県知多市つつじが丘４丁目５番地の21
債務者　坪井　絹子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８２５号
愛知県春日井市上条町４丁目119番地　ミノタハイツ上条２―Ｄ号、従前の住所愛知県春日井市牛山町2081番地77
債務者　廣塚興業所こと　廣塚　恭一
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３３号
名古屋市緑区緑花台1134番地　ファーストベル103号
債務者　大橋　徳人
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部